

(仮称) 那須町ケアラー支援条例 (案) に対するパブリックコメント  
(意見募集) の結果について

1 パブリックコメント実施状況

- (1) 募集期間 令和3年12月27日(月)～令和4年1月31日(月)
- (2) 提出者数 2名
- (3) 提出意見数 7件
- (4) 提出方法の内訳
- |        |      |
|--------|------|
| メール    | : 2件 |
| 郵送     | : 0件 |
| ファクシミリ | : 0件 |
| 直接提出   | : 0件 |

2 提出意見等の概要と議会の考え方

No.	意見等の概要	議会の考え方
1	<p>(第7条第2項)</p> <p>子どもたちの中には、介護やケアをしているという自覚がないケースも多いです。そのような子どもたちが自分の置かれている状況に気づき、誰かに SOS を出してよいと思えるような働きかけも必要だと思います。</p>	<p>○ 子どもたちはケアすることを当たり前と考え、なかなか自分から気づかない状況にあります。そのため、本条例では、子どもの周りにいる関係者が子供の状況を把握し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うようにしています。しかし、子どもたちに SOS を出しやすくすることも大事ですので、町が策定する推進計画に、子どもたちが SOS を発信しやすい環境の構築に関する施策が盛り込まれるよう取り組んでまいります。</p>
2	<p>(第8条)</p> <p>計画策定にあたっては、当事者の委員を複数人選出してください。</p> <p>同条例が形骸化しないように、期間を定めて検証する仕組みをつくるのも一つかと思えます。ケアラー支援(特にヤングケアラー支援)についての報道や取り組みが一時的なブームにならないように、自分を含む大人たちが関心を持ち、真剣に取り組んでいる姿を子どもたちにみせていくことが大切だと思います。</p>	<p>○ 計画策定委員について、人数制限もありますが、当事者の選任又は当事者の意見が反映された計画となるよう町執行部に要請してまいります。</p> <p>○ 推進計画の取組状況の監視や定期的な計画の見直しを行う中で、ケアラー支援体制が社会に浸透されるよう取り組んでまいります。</p>

3	<p>(第2条) 事業者とは、業種にかかわらず、すべての事業を営んでいるものを指すのか。(事業者によっては介護時間短縮、介護休暇等の就業規則の変更を余儀なくされるが、どこまで考えているのか) 関係機関は、行政を指しているのか。社会福祉協議会は、民間ではないか。</p>	<p>○事業者の範囲については、ご意見のとおりです。なお、事業者に対しては、第6条においてケアラー支援に対する努力目標を掲げさせていただいております。</p> <p>○関係機関に町は基本的に含まれませんが、町の補助機関や他の行政機関は含まれます。</p> <p>○社会福祉協議会は、ケースによって関係機関又は事業者に含まれるとしています。</p>
4	<p>(第9条) 民間団体の取り組み事業としての広報、啓発はしなくても良いのか。</p>	<p>○民間団体の取り組みとしては、第6条又は第7条の各第1項で町が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努力目標を規定しておりますので、必要に応じて民間団体に対しても情報を発信するとともに、広報・啓発にもご協力いただくこととしています。</p>
5	<p>(その他) 個人情報保護条例との関連する条、項目は必要ないのか。</p>	<p>○ケアラーに対する個人情報の保護については、那須町個人情報保護条例で町の保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めております。</p>
6	<p>(その他) 町の条例整備委員会のアドバイスを受けた結果の案と思うが、指摘事項があったかどうか。</p>	<p>○ケアラー支援条例は、パブリックコメント結果を踏まえて町条例整備委員会で審査いただくこととしています。なお、本案については、事前に町執行部に意見照会しその指摘事項を反映した条例案をパブリックコメントとして実施しています。</p>
7	<p>(その他) 支援にあたっての施策は、多かれ少なかれ財政措置が必要ないのか。(無償とあるが、後日発生する課題として規則で定めるのか)</p>	<p>○地方自治法第222条(予算を伴う条例、規則等についての制限)の趣旨を尊重して、議員提案による条例についても財政措置に関する条項は規定しないこととしました。支援にあたっての施策には財政的措置が必要なこともあり、町執行部に適切な措置を取るよう要請してまいります。なお、無償というのは、ケアラーの定義について規定しているものです。</p>